

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は金融商品取引法第37条の3の規定により、投資信託説明書(交付目論見書)と一体としてお渡しするものです。)

この書面、および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

ファンド名	大同のMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約定金額に対するお申込手数料	無し
ファンドに係る費用	保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。
クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

取扱コース	累積投資専用
お申込単位	1円以上1円単位

重要事項のご確認	<ul style="list-style-type: none">・投資信託は、預金ではありません。・投資信託は、預金保険の対象ではありません。・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。・投資信託の募集・お申し込み等の取り扱いは当行、設定・運用は投信委託会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部（前受金）を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ① 法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取扱い等の業務
- ② 金融商品仲介業務
- ③ デリバティブ業務
- ④ 保護預り業務
- ⑤ 社債等の振替業務

当ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号
本店所在地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資本金	512,204百万円（2012年12月31日現在）
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	フリーダイヤル 0120-456-860（受付時間：24時間365日） または、お取引のある本支店（営業日・営業時間は店舗によって異なります）にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

- 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
フリーダイヤル 0120-64-5005
・受付時間：月～金曜（祝日および年末年始を除く）午前9時～午後5時

- 一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
一般電話から 0570-017109
携帯電話・PHSから 03-5252-3772
・受付時間：月～金曜（祝日および銀行休業日を除く）午前9時～午後5時

